

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 佐治ゆかり

本論文は、近世の幕藩体制下における庄内藩の芸能興行の諸相を整理し、その構造を明らかにしたものである。論文の構成は、序章に続き第1章「興行以前」、第2章「興行の時代」、第3章「長吏の構造」、第4章「寺社、町方と興行」、第5章「芸能の特色」、第6章「黒森芝居～法楽芝居の近世」、最後に終章が付く。

序章では、「興行」「法楽」それぞれの概念の変遷を整理し、「興行」のシステムを「芸能に対価を払うもの」、「法楽」には宗教的な意味とともに「無料で見物する」という内容が加わる、と定義。以下、この定義に基づいて、庄内藩の芸能興行のシステムが検証される。

第1章～第5章は、城下町鶴岡と湊町酒田の興行を対象とする。庄内藩関連の文書など13種の資料から芸能興行の記録363件を抽出し、芸能興行の歴史的な変遷を整理した。

第1章～第3章では、長吏(町離)の興行の実態に迫る。鶴岡・酒田の牢番・刑吏を兼ねた長吏(町離)には、「かぶき」「操」(人形浄瑠璃)の興行の権利が与えられた。宝永元年(1704)には「菅原の芝居」が認められ、のちに長吏による晴天25日間の興行が慣行となった。興行が不許可になると、藩より長吏に「御救米」が手当てされている。地方芸団や江戸・大坂の大芝居など庄内藩の外から呼ぶ「他所芝居」のほかに、長吏の「若勢」(若い者)による「自芝居」の興行の実態も明らかにされた。長吏は、革細工・竹細工とともに、「春田打」など芸能を生業とした。貞享元年(1684)には、長吏町の獅子舞金太夫ら3名が京の土御門家の配下に属したことも指摘されている。

第4章では、「勸進の相撲」と「開帳の能」を興行してきた寺社地とともに町方が、「御救米」の返済や「筏橋」「舟橋」「旅籠屋」の修復、あるいは「法楽」を名目に芸能興行に参入する姿が明らかにされた。第5章では、「歌舞伎」「操」「能」「相撲」「見世物類」など庄内藩の芸能の特色が整理されている。

第6章では、郷村部の黒森の芝居(黒森歌舞伎)を対象とする。民俗学的なフィールドワーク、衣裳・鬘の博物学的な調査、『妻堂帳』という文書の分析を通して、法楽の行事の余興として、毎年あたらしい歌舞伎が奉納されてきた構造を解明している。

終章では、庄内藩の芸能興行のシステムを、都市部の鶴岡・酒田では町奉行支配の「興行」と寺社奉行支配の「法楽」という二つのシステムが制度化し、一方、郷村部の黒森では「法楽」の本質を守りながら「興行」の成果を余興として取り込んでいる、と結論する。

本論文では、これまでの近世芸能を対象とする「興行」の研究に加え、あらたに「法楽」の概念を提示して、都市部の「興行」に郷村部の「法楽」を対比、庄内藩における芸能興行のシステムを総合的に描き上げた。その点が、高く評価されるものである。よって、本審査委員会は、本論文が博士(文学)の学位に相当するものと判断する。